

取引参加者制度の整備に伴う業務規程等の一部改正等について

2022年12月22日
株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

近年のシステム取引の高度化に伴い、市場のゲートキーパーとしての役割を担う取引参加者におけるリスク管理の重要性が高まっている状況に鑑み、一層の市場運営の安定性向上を図る観点等から、以下のとおり、取引参加者制度の整備を行うこととします。

これに伴い、業務規程等の一部改正等を行い、2023年1月1日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください）。

II. 改正概要

1. 直接取引を行う取引参加者に係る取引参加者制度の整備

取引参加者として当社売買システムに直接接続して取引（以下「直接取引」といいます。）を行う取引参加者について、以下のとおり、取引参加者制度の整備を行います。

（1）受託取引参加者を対象とする財務基準の導入

- 直接取引を行う受託取引参加者に係る財務基準を導入します。

	直接取引開始時	維持すべき基準
純資産額	5億円以上	3億円以上
純資産額 規制比率	200%超	140%以上

- 維持すべき基準を下回った場合、取引停止等の処置を講じることができます。
- 上記取引の停止等の処置を講じる場合に弁明の機会を、処置を行った場合に異議申立ての機会を与えることとします。

（2）各種管理体制の整備義務等の明確化

- 直接取引を行う取引参加者は、売買管理体制、注文管理体制、リスク管理体制その他当社が求める管理体制（高速取引に関する管理体制）を整備しなければならないこととします。

（備考）

- 業務規程第113条、第156条
- 取引参加者に関する施行細則第5条の4

- 業務規程3条、第149条の3、第149条の4、第149条の5

- ・取引参加者に関する施行細則第17条の2、第17条の3
 - ・取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する細則
 - ・取引参加者における注文管理体制に関する細則
- (3) 取引参加者が整備すべき業務執行体制の明確化
- ・直接取引を行う取引参加者は、当社が求める業務執行体制を整備する必要があることとします。
 - ・これまで直接取引を行っていなかった取引参加者が新たに直接取引を行う場合、直接取引参加者に求める業務執行体制の整備状況などを審査、承認の可否を決定することとします。
- (4) 受託取引参加者における組織再編行為等に係る事前承認制度の導入
- ・直接取引を行う受託取引参加者が、合併、分割、事業譲渡等の組織再編行為を行う場合（軽微なものをお除きます。）、あらかじめ当社に申請し、承認を受けなければならないこととします。
- (5) 受託取引参加者の取引資格喪失時における信認金の返還時期の変更
- ・直接取引を行う受託取引参加者が資格喪失した場合、信認金の返還について公表し、返還時期は公表日から6か月を経過した後とします。

(6) 届出事項等の追加

- 直接取引を行う取引参加者が以下に掲げる場合に該当するときは、当社に届出を行うこととします。
 - 支払不能となるおそれがある状態となったとき
 - 受託取引参加者の組織再編行為に係る事前承認制度の導入に関し、軽微なものとして除かれたものを行うとき
 - 当社市場における取引に関して法令の規定により検査、処分又は処罰を受けたとき
 - 当社市場における取引に関する検査に伴い主務省より改善指示を受けたとき、改善報告を行ったとき
 - 当社市場における取引に関して法令諸規則違反を認識したとき
 - 当社の市場における取引に関する社内規則の制定及び変更を行ったとき
 - 当社市場における取引に関し使用しているシステムの障害発生を認識したとき
 - 直接取引を行う受託取引参加者に係る財務基準の導入に伴い、維持すべき基準を下回ったとき
 - 非清算参加者が、清算受託契約の解約条件に該当したことに基づき、他社清算参加者から解約の申し出を受けたとき

- 業務規程第141条、第152条
- 取引参加者に関する施行細則第16条

(7) 支払不能となるおそれがある場合における処置の導入

- 直接取引を行う取引参加者が支払不能となるおそれがある状態となった場合、取引停止等の処置を講じることができます。
- 取引停止等の処置を講じる場合に弁明の機会を、処置を行った場合に異議申立ての機会を与えることとします。

- 業務規程第156条

(8) 取引の停止等を受けた場合における解除申請事項の追加

- 上記(1)、(7)の取引の停止等の処置を受けた取引参加者は、当該処置の原因を除去したときは当社に届出を行うこととし、解除を申請することができることとします。

- 業務規程第159条

- ・当社は当該届出を受理した場合、当社は審査を行い適當と認めたときは、その取引の停止等を解除又は軽減することとします。

(9) 遠隔地仲介取引参加者の受託の制限の明確化

- ・直接取引を行う遠隔地仲介取引参加者は国内の委託者の注文と知りながら、当社の市場における取引の委託を受けることはできないこととします。

(10) 遠隔地取引参加者に係る法令遵守責任者の選任

- ・直接取引を行う遠隔地仲介参加者及び遠隔地市場取引参加者は、法令遵守責任者を当社に申請し、承認を受けなければならないこととします。

- ・取引参加者に関する施行細則第20条の2

- ・業務規程第149条の2

- ・業務規程第129条の2

- ・取引参加者に関する施行細則第13条の2

2. 全取引参加者に係る取引参加者制度の整備

全ての取引参加者について、以下のとおり、取引参加者制度の整備を行います。

(1) 売買審査に関する規定の明確化

- ・当社市場における取引の内容の審査に関し必要な事項について、業務規程に定めるもののほか、商品市場における取引の内容の審査に関する細則をもって定めることとする。

- ・業務規程第3条
- ・商品市場における取引の内容の審査に関する細則

(2) 日常業務代行者制度の導入

- ・取引参加者代表者名で行う各種届出等のうち、日常的に発生するものの一部について日常業務代行者を選任し届出を行うことで、その者に代行させることができることとする。

- ・業務規程第129条
- ・取引参加者に関する施行細則第13条

(3) 取引の信義則規定の明確化

- ・取引参加者等による当社市場と他市場にまたがる不公正取引を信義則違反行為に該当することとします。

- ・業務規程第165条
- ・取引参加者に関する施行細則第22条の2

3. 準取引参加者制度の廃止

- ・海外商品先物取引業者等を対象に、取引参加者に準ずる者として準取引参加者制度を導入していましたが、本制度の利用実態等にかんがみ廃止することとします。

- ・業務規程第3条、第167条
- ・受託契約準則第34条
- ・エネルギー市場管理細則第3条

4. その他

- ・「事業」及び「法令」の定義などを行うほか、所要の改正を行います。

- ・業務規程第110条ほか
- ・清算・決済規程、取引参加料等に関する細則、トップロス取引実施細則、取引参加者に対する監査に関する細則、電力におけるインサイダー規制に関する細則
- ・自主規制委員会規則

III. 施行日

- ・2023年1月1日から施行します。

以上